

令和 4 年 6 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第3号	長門市6次産業化支援施設条例	・・・	1
第4号	長門市総合文化財センター条例	・・・	3
第5号	長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例	・・・	4
第6号	長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	・・・	5
第7号	長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例	・・・	6
第8号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	8
第9号	長門市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・	10
第10号	長門市営住宅条例の一部を改正する条例	・・・	12
第11号	長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例	・・・	13
第12号	訴えの提起をすることについて	・・・	14
第13号	萩・長門清掃一部事務組合規約の変更について	・・・	15

長門市6次産業化支援施設条例

1 趣旨

商品開発の促進及び人材の育成を図り、少量多品種の農林水産物の付加価値を高めることにより、農業漁業従事者等の所得増大を推進するとともに、地域産業の振興を図ることを目的として、6次産業化支援施設を設置する。

2 施設の概要

(1) 施設の名称及び位置

長門市6次産業化支援施設（長門市西深川10230番地10）

(2) 事業の内容

- ア 地域産品の商品開発に関すること。
- イ 商品開発に係る人材育成に関すること。
- ウ その他商品開発支援に関すること。

(3) 施設の構成

食肉加工室、惣菜加工室、菓子製造室、食品製造室、ワーキングルーム、附属設備器具、その他附帯施設

(4) 施設の開館日、供用時間

- ア 開館日 次に掲げる日を除き毎日開館する。
日曜日及び土曜日
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- イ 開館時間 午前9時から午後5時まで
ただし、市長が必要があると認め使用を許可したときは、供用時間を超えて使用することができる。

(5) 使用料

附属設備器具の使用料

施設	機器名	使用料／1時間
食肉加工室	ミートスライサー	100円
	リキッドフリーザー	300円
	真空包装機（小型）	100円

惣菜加工室	高温高圧調理機（レトルト調理機）	300 円
	ガスフライヤー	400 円
	ガステーブル	400 円
	ガス回転釜	400 円
	真空凍結乾燥装置（フリーズドライ）	200 円
	スチームコンベクションオーブン	200 円
	真空包装機（中型）	200 円
菓子製造室	ミキサー	200 円
	モルダー	200 円
	ドゥーコンディショナー	400 円
	デッキオーブン	900 円
	加熱攪拌機	400 円
	スチームコンベクションオーブン	500 円
	コンベアシール機	100 円
	金属探知機	100 円
食品製造室	予備凍結	300 円
	真空凍結乾燥装置（フリーズドライ）	2,100 円
	ハンディ充填機	600 円
備考 市内に住所を有しない個人及び市内に事業所を有しない団体については、この表に定める額の2倍の額とする。		

3 施行期日

別に規則で定める日

※運営管理体制が整ってからとなるため、施行期日は規則に委任しています。

長門市総合文化財センター条例

1 趣 旨

長門市の自然、歴史及び文化等に関する総合的な文化財の収集、保存及び活用を行うことで、市民が本市の自然、歴史及び文化等に触れ、魅力を学び、これを未来に継承することを目的として、長門市総合文化財センターを設置する。

2 施設の概要

(1) 施設の名称及び位置

長門市総合文化財センター（長門市東深川 2660 番地 4）

(2) 事業の内容

- ア 資料の収集、保管及び展示に関すること。
- イ 資料の調査及び研究に関すること。
- ウ 資料の知識の普及に関すること。
- エ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 休館日及び開館時間

- ア 休館日 月曜日
- イ 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 入館料

無料

3 施行期日

令和 4 年 9 月 1 日

長門市ケーブルテレビ放送センター条例及び長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

長門市全域において光ファイバー網を使用した放送・通信サービスの開始にあたり、施設の追加及び利用料金の改定等を行うため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 長門市ケーブルテレビ放送センター条例

- ア 送信施設の追加及び設置機器の変更（第2条、第3条、第7条関係）
 - ・長門市光ファイバー網整備事業により俵山中継局及び油谷中継局を整備したことによる追加
 - ・伝送設備の光ファイバー化により宅外設置機器を光受信機へ変更
- イ ケーブルテレビ利用料金の改定
 - 利用料改定に伴う加入負担金、利用料、使用料及び再開手数料の引上げ

(2) 長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例

- インターネット接続サービス利用料の改定（第4条、第7条、第8条、第10条関係）
 - ・サービス形態の個人向け、法人向けプランを統合し、通信速度による4プランへの変更
 - ・ホームページサービスの廃止
 - ・Eメールサービスの変更
 - ・料金改定に伴うインターネット接続サービス付加機能利用料の引上げ
 - ・インターネット接続サービス加入負担金の引上げ

3 施行期日

公布の日

※加入負担金、利用料、使用料及び再開手数料の改正については、令和5年4月1日

長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動
費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正（令和4年4月6日施行）に伴い、選挙公営に係る公費負担について国の基準額が改正されたことから、選挙運動費用の公費負担の限度額について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額の引き上げ（第4条関係）

区分	改正後	現行
一般運送契約以外の契約		
選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額	各日 16,100 円	各日 15,800 円
選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円× 選挙運動の日数	7,560 円× 選挙運動の日数

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額の引き上げ（第8条関係）

区分	改正後	現行
1枚当たりの作成単価	(541 円 31 銭×ポスター 掲示場数+148,000 円) ÷ ポスター掲示場数	(525 円 6 銭×ポスター 掲示場数+145,000 円) ÷ ポスター掲示場数

※1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。

(3) 選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額の引き上げ（第11条関係）

区分	改正後	現行
1枚当たりの作成単価	7 円 73 銭	7 円 51 銭

3 施行期日

公布の日

長門市証明等手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和4年法律第44号）及び「建築基準法の一部を改正する法律」（平成30年法律第67号）の施行にあたり、建築基準法の一部改正並びに「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和3年法律第48号）の施行にあたって、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表（第2条関係）（その4）

（1）仮設建築物建築許可に関する事務の手数料に係る改正

建築基準法第85条の改正により、条項ずれが生じたことから、記載字句を次のように改正する。

仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分中「法第85条第5項」を「法第85条第6項」に改める。

（2）建築物用途変更使用許可に関する事務の手数料に係る改正

建築基準法施行令第148条第2項の改正により、限定特定行政庁が行う事務として「建築物の用途を変更して使用することの許可」が新たに追加されたことから、当該許可にかかる事務の手数料を追加する。

（3）長期優良住宅建築計画の認定に関する事務の手数料に係る改正

関係法令の改正により、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されたことから、当該認定に係る事務の手数料を追加する。併せて、備考に当該申請に当たり、確認書等の添付がある場合に手数料を減額する旨を記載する。

（4）長期優良住宅建築計画変更の認定に関する事務の手数料に係る改正

関係法令の改正により、良質な既存住宅が長期優良住宅として認定された住宅において変更の認定に係る事務の手数料を追加する。

（5）その他文言の修正

3 施行期日

(1) 及び(2) 公布の日

(3) から(5) まで 令和4年10月1日

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、国の財政支援の基準に合わせて令和3年度分の保険料の一部も遡及して減免対象とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

現在の条例では、減免の対象となる保険料の納期限前7日までに申請書を提出する必要があることから、令和3年度分の保険料が減免対象とならない。このため、附則において、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免対象及び申請書の提出期限を規定する。(附則第9条関係)

【減免の対象となる保険料】

令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

【減免申請の提出期限】

令和5年3月31日

3 施行期日

公布の日

4 令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響による減免の実績

令和2年度分	1世帯	15,160円
令和3年度分	11世帯	1,942,140円
計	12世帯	1,957,300円

(重複なし)

5 その他

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免の概要については下記のとおり。

【減免の対象者】

- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料を一部免除

《保険料が一部減額される要件》

世帯の主たる生計維持者について

- ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ・ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ・ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【保険料の減免額】

保険料の減免額は、減免対象保険料額に減免割合を乗じた金額

○減免対象保険料額 $A \times B / C$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

○減免割合

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第1号保険料の減免措置について、国の財政支援の基準に合わせて、令和3年度に引き続き、令和4年度における減免措置に対応するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

附則第13項の追加

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免の特例)

3 特例措置による減免の内容

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第1号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、次の①又は②のいずれの基準にも該当する場合は、①を適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第1号被保険者

【要件】

- i その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii その属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した第1号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

$$\text{保険料の減免額} = (A \times B / C) \times D$$

表1

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 当該第1号保険料の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 当該第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表2

前年の合計所得金額	減免又は免除の割合 (D)
210万円以下であるとき	全部
210万円を超えるとき	10分の8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(2) 減免の対象となる第1号保険料

- ① 令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金の支払日）が設定されているもの。
- ② 令和3年度相当分の保険料額であって、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降の期間に普通徴収の納期限が到来するもの。

4 施行期日

公布の日

5 その他

この条例の改正による減免措置も、令和3年度と同様に、国の財政支援の対象となります。

【参考】

令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響による減免の実績

令和3年度分 7人 356,040円

長門市営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

立野市営住宅の解体・廃止に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

別表（第 3 条関係）長門地区

（1）立野市営住宅の削除

3 施行期日

公布の日

長門市歴史民俗資料館条例を廃止する条例

1 廃止の趣旨

本条例で「長門市日置歴史民俗資料館」の管理運営について規定しておりますが、ながと歴史民俗資料室を令和 3 年度に全面改修し、長門市総合文化財センターとして、2 階での展示を含め、本市の自然・歴史・文化施策の拠点施設として活用していくことから、今後は、保管庫とし、公の施設としてではなく、行政財産として教育委員会が管理を行っていくため、所要の廃止を行うもの。

2 廃止期日

令和 4 年 9 月 1 日

※長門市総合文化財センター条例の施行日

訴えの提起をすることについて

1 趣旨

市有林の無断伐採に係る損害賠償を請求するため、訴えの提起をするもの

2 当事者

原告 長門市

被告 7名（相続人を含む。）

3 対象市有林

長門市三隅上字勝屋谷 11064 番地 35 の一部（約 1.84 ヘクタール）

4 損害額

立木損害額	6,004,518 円
森林復旧費用	5,614,200 円
弁護士費用相当額	1,161,871 円
合 計	12,780,589 円

萩・長門清掃一部事務組合理約の変更について

1 趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、萩・長門清掃一部事務組合理約（平成 22 年指令平 21 市町 3531 号）を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、市議会の議決を求めるもの。

2 改正の内容

- (1) 第 3 条第 1 号中「事務。」を「事務」に改め、同号ただし書を削る。
- (2) 第 4 条中「山口県萩市大字江向 510 番地」を「山口県萩市大字山田 12406 番地」に改める。
- (3) 別表を次のように改める。

別表（第 13 条関係）

分賦区分	分賦割合	算出基礎
均等割	100分の20	
人口割	100分の40	毎年度4月1日における直近の国勢調査の結果による人口
ごみ量割	100分の40	施設において処理した関係市の当該年度のごみ量

備考 施設の大規模な改修に係る経費の分賦については、組合及び関係市において協議の上、別に定めるものとする。

3 施行日

令和 4 年 11 月 1 日

萩・長門清掃一部事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正後				現行			
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) ごみ処理施設(焼却施設に限る。以下「施設」という。)の設置、維持管理及び運営に関する事務_____</p> <p>_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>山口県萩市大字山田 12406 番地</u>に置く。</p> <p>別表 (第13条関係)</p>				<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) ごみ処理施設(焼却施設に限る。以下「施設」という。)の設置、維持管理及び運営に関する事務。<u>ただし、組合設立の際現に係市がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(組合の事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>山口県萩市大字江向 510 番地</u>に置く。</p> <p>別表 (第13条関係)</p>			
(削る)	分賦区分	分賦割合	算出基礎	期	分賦区分	分 賦割合	算出基礎
	(削る)			組	均等割	<u>100 分の 20</u>	
				合	人口割	<u>100 分の 40</u>	<u>平成 17 年国勢調査の結果による人口。ただし、萩市にあつては、萩市一般廃棄物処理計画に定めるごみ処理区域の人口(見島地区の人口を除く。)とする。</u>
			の				
			設立				
			の日				
			から				
			施設				
			の				
			供				
			用				
			開始				
			の日				
				ごみ量割	<u>100 分の 40</u>	<u>萩市・長門市可燃ごみ焼却施設整備実施計画(平成 22</u>	

			の前 日 ま で の 期 間			年 3 月策定) において施設 の能力を算出 するために推 計した関係市 の平成 27 年 度における 1 日当たりの処 理対象物量
均等割	100 分 の 20		施 設 の 供 用 開 始 の 日 以 後 の 期 間	均等割	100 分 の 20	
人口割	100 分 の 40	毎年度 4 月 1 日における直 近の国勢調査 の結果による 人口_____		人口割	100 分 の 40	毎年度 4 月 1 日における直 近の国勢調査 の結果による 人口。ただし、 萩市にあって は、萩市一般 廃棄物処理計 画に定めるご み処理区域の 人口（見島地 区の人口を除 く。）とする。
ごみ量割	100 分 の 40	施設において 処理した関係 市の当該年度 のごみ量		ごみ量割	100 分 の 40	施設において 処理した関係 市の当該年度 のごみ量
備考 _____施設の 大規模な改修に係る経費の賦課について は、組合及び関係市において協議の上、別 に定めるものとする。			備考 施設の供用開始の日以後に生じた施設の 大規模な改修に係る経費の賦課について は、組合及び関係市において協議の上、別 に定めるものとする。			